

さいたま市見沼区選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の場所、当該期日前投票所を設ける期間は、次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市見沼区選挙管理委員会

委員長 倉島利三

期日前投票所	期日前投票所を設ける期間
見沼区役所内	1月28日から2月7日まで
片柳公民館内	1月31日から2月7日まで
春岡公民館内	2月5日から2月7日まで